

○国立大学法人上越教育大学出版会規則

(平成25年3月22日規則第5号)

最終改正 平成25年12月11日規則第9号

(設置)

第1条 国立大学法人上越教育大学基本規則（平成22年基本規則第1号）第4条第4項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学出版会（以下「出版会」という。）を置く。

(目的)

第2条 出版会は、大学テキスト、学術関連図書及び教育関連教養図書等の出版を通して、本学の研究成果の公開を促進することで、我が国の学術、教育及び文化の振興及び発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 出版会においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 出版に係る企画立案
- (2) 出版物の評価及び選定に関する事項
- (3) 出版物の制作、頒布及び広報に関する事項
- (4) その他出版会の目的を達成するために必要な事項

(会長)

第4条 出版会に会長を置き、学長をもって充てる。

(運営責任者)

第5条 出版会に運営責任者を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

2 運営責任者は、出版会を管理運営する。

(運営会議)

第6条 会長の諮問に応じ出版会の運営に関する重要事項を審議するため、国立大学法人上越教育大学出版会運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務の処理)

第7条 出版会の事務は、学術情報課において処理する。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、出版会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第9号（平成25年12月11日））

この規則は、平成25年12月11日から施行する。